

肉牛出荷販売仕様書

1. 目的

香川県立石田高等学校（以下「甲」という。）の農業実習において生産した肉牛を枝肉用に売却するもの。

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 引渡し等

- (1) 場 所 石田高等学校 農場牛舎
- (2) 日 時・頭数 随時 両者協議の上決定する。
- (3) その他 引渡しを受けた肉牛はと畜場において解体し、格付けの資格を有する者によってその枝肉を計量格付けするものとする。
ただし、事故や全廃棄等の場合は除く。

4. 見積書等

- (1) 見積書の提出を指示された場合、様式例を参考に以下の項目を満たしたものを提出すること。
 - ・ 枝肉重量及び枝肉販売価格の算出方法を記載すること。
 - ・ その他、内臓や皮なども同様に算出方法を記載すること。
 - ・ 諸経費等があれば記載し、算出方法を記載すること。
 - ・ 消費税及び地方消費税の取扱いを記載すること。
 - ・ 端数処理の方法を記載すること。
 - ・ 売買金額は、肉牛販売金額等の合計から諸経費を差し引いたものとする。
- (2) 提出期間 令和8年3月23日（月）から令和7年3月27日（金）
- (3) 令和7年4月から令和8年1月末までの出荷総数4頭
ただし、令和8年度の出荷量を確約するものではない。
- (4) 競争見積りとなった場合は、別添資料をもとに、各自の見積書の内容に従い合計売買金額を算出し、見積書に添付すること。合計売買金額が最も高いところと契約を締結する。

5. 売買代金

- (1) 売却の都度、その売買代金の精算書を速やかに甲まで送付すること。
精算書は、出荷牛の枝肉重量、販売単価等を記載し、精算額の詳細が分かるようにすること。また、販売単価の確認できる資料を添付すること。
- (2) 売買代金については、精算書に基づき甲が発行した納入通知書により、指定した納入期限までに納入するものとする。ただし納入期限を過ぎると、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例に基づき、期限の翌日から支払の日までの日数に応じた遅延利息

を支払わなければならない。

6. その他

- (1) 契約書の作成を要する。ただし、契約書の様式は香川県が準備する。
- (2) 当契約は、香川県のホームページにおいて随意契約として公表する場合がある。
- (3) この仕様書及び香川県会計規則に明記していない事項については、原則として食肉卸売市場が定めるところに従い、両者協議の上処理する。
- (4) 仕様書中4.(4)の別添資料は応募意思表明書を提出した者に必要に応じ交付する。